

消費税総額表示ガイドライン

2019年4月
石油連盟
全国石油商業組合連合会

1. はじめに

2019年10月1日からの消費税増税（10%）を前に、2013年10月1日より施行されている「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（以下、消費税転嫁対策特別措置法）の期限が延長され、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、「税込価格」を表示しなくてもよいとする特例が2021年3月31日まで認められることとなった。

しかしながら、ガソリンスタンドにおいて税抜表示とした場合には消費者の混乱を招く恐れがあることから、従来通り総額価格表示を継続することが望ましいとの観点で、2013年12月版の「消費税総額表示ガイドライン改訂版」を再改訂し、改めて望ましい総額価格表示の方法を周知することとした。

また、今回の消費税増税（10%）にあたっては、低所得者対策として「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）」を対象として軽減税率制度の導入が予定されていることから、ガソリンスタンドにおいて対象となり得る「飲食料品」についてPOS伝票上の表示ルールを盛り込んだ。

なお、本ガイドラインは、独占禁止法の趣旨に則り、SS事業者に対して特定の表示方法を強制するものではなく、あくまでもSS事業者の自由意志に基づき採用される性格のものである。

(参考)

【消費税法】(第 63 条 価格の表示)

事業者(第 9 条第 1 項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。)は、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等(第 7 条第 1 項、第 8 条第 1 項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。以下この条において同じ。)を行う場合(専ら他の事業者に課税資産の譲渡等を行う場合を除く。)において、あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない。

(平成 16 年 4 月 1 日施行)

【消費税転嫁対策特別措置法】(第 10 条第 1 項 総額表示義務に関する消費税法の特例)

事業者(消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)第 63 条に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)は、自己の供給する商品又は役務の価格を表示する場合において、今次の消費税率引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要があるときは、現に表示する価格が税込価格(消費税を含めた価格をいう。以下この章において同じ。)であると誤認されないための措置を講じているときに限り、同法第 63 条の規定にかかわらず、税込価格を表示することを要しない。

(平成 25 年 10 月 1 日施行)

2. ガイドラインの対象範囲

本ガイドラインにおいては、消費税法の定める「あらかじめ課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の価格を表示するときは、当該資産又は役務に係る消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含めた価格を表示しなければならない」という趣旨に鑑み、SS事業者における以下の価格表示対象事項について取り扱うこととする。

- ①看板・価格ボード、チラシ等の広告
- ②価格表示機能付き計量機
- ③POS伝票（レシートジャーナルタイプのものを含む）

なお、③のPOS伝票（いわゆるレシート）については消費税法では総額表示の義務付けの対象となされていないものの、計量法上の問題や、消費者の無用の混乱を避けるためには、看板における価格表示と消費者が実際に支払う金額が記されたPOS伝票との間で価格表示を一致させることが望ましいと考えられるため、POS伝票の価格表示等についてもガイドラインの対象とした。

3. 価格表示の方法

消費者の無用な混乱を避けるため、SS事業者においては、全ての価格表示方法を統一することが望ましい。この視点から、以下の価格表示対象類ごとに価格表示ガイドラインを取りまとめた。

(1) 看板・価格ボード、チラシ等の広告

- ① 看板・価格ボード、チラシ等の広告による単価表示は「整数の総額（内税）」とする。
- ② 「消費税込」「税込」等の表示は行わない。

（注）ここで言う「看板・価格ボード」とは、サインポール、防火壁、セールスルーム内に掲示される固定式の価格看板やボード、ならびに可搬式の価格看板を指す。また、「チラシ等の広告」とは、チラシ、ダイレクトメール、パンフレット、テレビやインターネット（WEB）等を利用した広告を指す。

なお、ガソリン・灯油・軽油等の石油製品のみならず、看板・価格ボードにてタイヤ、バッテリー、エンジンオイル、洗車、車検、その他のSSで取り扱う商品・サービスの価格表示を行う場合についても上記の方法によることが望ましい。

(2) 価格表示機能付き計量機

- ① 計量機上に表示される単価及び金額は「整数の総額（内税）」を表示する。
- ② 「消費税込」「税込」等の表示は行わない。

(3) POS伝票（レシートジャーナルタイプのものを含む）

消費税法では、「総額（内税）表示」の義務付けは、店頭表示価格、チラシ、あるいは商品カタログ等によって商品・サービスの価格をあらかじめ不特定多数の消費者に対して表示する場合を対象とするものであり、POS伝票や請求書などの表示は対象外となっている。

しかしながら、計量法上計量機とPOS伝票の表示を一致させる必要があり、また看板等における表示価格とPOS伝票における表示価格に相違があった場合、消費者がいたずらに混乱してしまう恐れがある。

このため、POS伝票の望ましい価格表示方法についても、以下のよう
に取扱うこととする。

* 旧消費税法施行規則第22条第1項の廃止に伴う経過措置（注）の適用を受けるためには、POS伝票上に消費税額を表示する必要がある。尚、当該経過措置については平成35年（2023年）9月30日まで継続される。

（注）納税額端数処理の特例。当該経過措置の適用については、改正消費税法施行規則（平成15年9月30日財務省令第92号）附則第2条第3項の規定に基づき、税込価格に含まれる消費税額等の1円未満の端数を処理した後の金額を明示することが要件とされている（軽減税率制度後は、税率の異なるごとに区分して計算した金額を明示する必要）。従って、仮にPOS伝票上に消費税額を表示してあっても、当該要件を満たさない場合は経過措置の適用が受けられないので留意する必要がある（別添例示集を参照のこと）。

- ① POS伝票内の『売上に係る単価・金額』は、「整数の総額（内税）」で表示する。
- ② POS伝票上に記載される取扱商品名の種類別に、下表の表示対象項目を表示する。なお、POS伝票上における各項目の表示場所・順序は問わない。

表示対象項目	ガソリン	軽油	灯油 一般商品	飲食料品
品名	○	○	○	○
数量（個数）	○	○	○	○
内税単価	○	○	○	○
内税金額	○	○	○	○
消費税込総合計金額	○			
消費税率ごとの消費税込合計金額	○			
当該伝票に係る消費税額（内訳表示）	○			
請求書発行者の氏名又は名称	○			
取引年月日	○			
軽油引取税単価・税額（内訳表示）		○		
軽油本体単価・金額（内訳表示）		○		
軽減税率の対象品目表示				○
以下、適格簡易請求書（2023年10月～）において 記載が必要となる項目				
登録番号	○			
消費税率ごとの消費税額（内訳表示）	○			

（注1）消費税を内訳表示する場合や軽油本体単価・軽油引取税単価及び金額・税額を内訳表示する場合には、該当部分を括弧内に表示する。

（注2）2019年10月より導入される軽減税率制度により、「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）」を請求書等に記載する必要がある。

（注3）ただし、軽減税率の適用対象となる商品がない場合は、「軽減税率の対象品目である旨」及び「税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）」の記載は不要となる。

(注4) 消費税率ごとの記載方法として、時期によって2つの方式がある。

1) 区分記載請求書等 (2019年10月～2023年9月)

「区分記載請求書等」には、領収書や納品書、小売業者が発行するレシート等の取引の事実を証する書類も含まれる。

【記載すべき事項】

- ① 発行者の氏名または名称
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）
（注）小売業等にあっては、相手方の名称等の記載は不要
（消費税法第30条第9項第1号）

2) 適格（簡易）請求書等 (2023年10月～)

2021年10月以降に納税地所轄の税務署長に申請を行うことで、「適格請求書」を発行できる事業者としての登録を受けることができる。

小売業や飲食店業等の不特定多数を対象とする事業者は、記載事項を簡易なものとした「適格簡易請求書」を発行することができる。

【適格簡易請求書に記載すべき事項】

- ① 発行者の氏名または名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込み）
（注）法令上は税抜価格の記載も許容されるが、本ガイドラインの趣旨に従って税込価格とする。
- ⑤ 消費税額
（注）法令上は適用税率の記載による代替も許容されるが、本ガイドラインの趣旨に従って消費税額とする。
（注）端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回ずつ。

なお、2023年10月前であっても、適格請求書等として必要な記載事項（登録番号を除く）が記載されていれば、区分記載請求書等としての記載事項は満たされる。

したがって、適格請求書等の発行に対応したシステムへの改修を行えば、2019年10月～2023年9月に必要な区分記載請求書等としての発行も可能となる。

4. 軽減税率の対象

2019年10月から、消費税の軽減税率制度が導入される。
(軽減税率：8%)

(1) 軽減税率の対象品目

- ① 飲食料品
 - ※ 外食を除く
 - ※ 酒類、医薬品を除く
- ② 週2回以上発行される新聞（定期購読契約に基づくもの）

(2) 軽減税率の対象か否かの判断

対象品目のうち、「飲食料品」については、イートイン・スペースのあるガソリンスタンドにおいて提供することも想定される。その場合、当該飲食料品の提供が「外食」（標準税率）に該当するか、「テイクアウト」（軽減税率）に該当するかは、売り手が、譲渡（販売）の時点で、顧客に意思確認を行うこと等により判断することとなる。

顧客の意思確認の方法としては、「イートイン・スペースを利用する場合はお申し出ください」等の掲示をしたうえで、顧客からの申し出があった場合に「外食」として判断することで差し支えない。

販売後に購入者が予定を変更した場合でも、販売時点の意思確認を基準として適用税率を判断する。

（例①の場合、販売後にイートイン・スペースで飲食することになっても、軽減税率の対象となる。）

なお、テーブルや椅子等がある場合でも、「飲食はお控えください」等の掲示を行うなどして実態として顧客に飲食させていない場合は、飲食設備に該当せず、当該店舗では持ち帰り販売のみを行うこととなるため、テイクアウトか否かの顧客の意思確認は不要となる。

「消費税 軽減税率制度の手引き」（国税庁）参照のこと。

<例①> 飲食料品をテイクアウト用に販売する場合

・・・軽減税率の対象

<例②> 飲食料品をイートイン・スペースのテーブル、椅子等の飲食設備で飲食させるために販売する場合

・・・軽減税率の対象外（「外食」に該当）

ただし、自動販売機によるジュース等の販売については、当該販売機がテーブルや椅子があるサービスルームに設置されている場合であっても、単なる飲食料品の販売であることから軽減税率の適用対象となる。「消費税の軽減税率制度に関するQ & A（個別事例編）」参照のこと。

また、飲食設備がない店舗であっても、「全て軽減税率が適用されます」といった表示や、「消費税は8%しか頂けません」といった表示を行うことは、消費税転嫁対策特別措置法や景品表示法により禁止されている。

以 上

＜各種表示の例示集＞

以下の表示例は、石油業界の「消費税総額表示ガイドライン」の内容に沿った表示パターンを、個々の価格表示対象類別に例示したものであるので、価格表示等の際の参考にして下さい。

【店頭看板による価格表示例】

(横タイプ看板)

現金価格			
ハイオク			円/リットル
レギュラー			円/リットル
軽油			円/リットル
灯油			円/リットル

(本ガイドラインでは、以下の通り定められている。)

- 単価表示は「整数の総額(内税)」とする。
- 看板中あるいは外側部分において「消費税込」「税込」等の表示は行わない。

(縦タイプ看板)

現金価格	
ハイオク	
	円/リットル
レギュラー	
	円/リットル
軽油	
	円/リットル
灯油	
	円/リットル

【価格ボードによる価格表示例（洗車料金の場合）】

洗車メニュー			
水洗い洗車	WAX洗車	撥水洗車	手洗い洗車
円	円	円	円
☆☆☆RV車・1BOXは+〇〇〇円となります。☆☆☆			
☆☆☆☆☆室内清掃は+〇〇〇円頂きます。☆☆☆☆☆			

(本ガイドラインでは以下の通り定められている。)

- ① 金額・単価は、「整数の総額（内税）」とする。
- ② 「消費税込」「税込」等を表示しない。

【価格機能付き計量機上の価格例示例】

(計量機表示部)

金額 (円)					
数量 (ℓ)					
単価 (円/ℓ)					

(本ガイドラインでは以下の通り定められている)

- ① 金額・単価は、「整数の総額（内税）」とする。
- ② 「消費税込」「税込」等を表示しない。

【POS伝票上での価格表示例】

(注) 本ガイドラインにおける例示では、経済産業省「給油所小売価格調査」(2018年3月26日全国平均(税込))を使用している。

(注) 以下、いずれも四捨五入で端数処理した例。

<レシートジャーナルタイプの場合>

1. ガソリン伝票の場合

上様			
レギュラーガソリン		¥	5,084
数量	35.55 リットル		
単価	143 円		
<hr/>			
合計		¥	5,084
(内消費税)		¥	462)

2. 軽油伝票の場合

上様			
軽油		¥	4,337
数量	35.55 リットル		
単価	122 円		
(内軽油本体@	89.9 円	¥	3,196)
(内軽油税 @	32.1 円	¥	1,141)
<hr/>			
合計		¥	4,337
(内消費税)		¥	291)

3. 軽減税率対象品目（飲食料品）が含まれる伝票の場合

(1) 区分記載請求書等の場合

① 軽減税率の対象に記号・番号等を記載する場合

ア) 明細ごとに消費税端数処理

		〇〇石油店 20XX年XX月XX日	
上様			
レギュラーガソリン		¥	5,084
数量	35.55 ㍒		
単価	143 円		
缶コーヒー *		¥	125
数量	1 個		
単価	125 円		
ガム *		¥	112
数量	1 個		
単価	112 円		
合計		¥	5,321
10%対象		¥	5,084
8%対象		¥	237
(内消費税)		¥	479)
*軽減税率対象品目			

イ) 税率ごとに消費税端数処理

		〇〇石油店 20XX年XX月XX日	
上様			
レギュラーガソリン		¥	5,084
数量	35.55 ㍒		
単価	143 円		
缶コーヒー *		¥	125
数量	1 個		
単価	125 円		
ガム *		¥	112
数量	1 個		
単価	112 円		
合計		¥	5,321
10%対象		¥	5,084
(内消費税)		¥	462)
8%対象		¥	237
(内消費税)		¥	18)
*軽減税率対象品目			

(注) 軽減税率の対象を「*」で表示した例

(注) 旧消費税法施行規則第22条第1項の廃止に伴う経過措置の適用を受ける場合、伝票単位で税率ごとに端数処理したうえで消費税額を表示する必要がある。

(例イ) 参照))

② 税率ごとに商品を区分して記載する場合

ア) 明細ごとに消費税端数処理

		〇〇石油店 20XX年XX月XX日	
上様			
レギュラーガソリン		¥	5,084
数量	35.55 ㍒		
単価	143 円		
10%対象 小計		¥	5,084
缶コーヒー		¥	125
数量	1 個		
単価	125 円		
ガム		¥	112
数量	1 個		
単価	112 円		
8%対象 小計		¥	237
合計		¥	5,321
(内消費税)		¥	479)

イ) 税率ごとに消費税端数処理

		〇〇石油店 20XX年XX月XX日	
上様			
レギュラーガソリン		¥	5,084
数量	35.55 ㍒		
単価	143 円		
10%対象 小計		¥	5,084
(内消費税)		¥	462)
缶コーヒー		¥	125
数量	1 個		
単価	125 円		
ガム		¥	112
数量	1 個		
単価	112 円		
8%対象 小計		¥	237
(内消費税)		¥	18)
合計		¥	5,321

(注) 軽減税率の対象商品とそれ以外の商品とをそれぞれ「小計」として区分、記載した例

(注) 旧消費税法施行規則第22条第1項の廃止に伴う経過措置の適用を受ける場合、消費税額も税率ごとに表示する必要がある。(例イ) 参照))

③ 税率ごとに分けて発行する場合

〇〇石油店 20XX年XX月XX日 (軽減税率対象)			
上様			
缶コーヒー		¥	125
数量	1 個		
単価	125 円		
ガム		¥	112
数量	1 個		
単価	112 円		
合計		¥	237
(内消費税)		¥	18)

〇〇石油店 20XX年XX月XX日			
上様			
レギュラーガソリン		¥	5,084
数量	35.55 ㍓		
単価	143 円		
合計		¥	5,084
(内消費税)		¥	462)

(注) 軽減税率対象分の請求書等が、軽減税率の対象のみであることが明らかになるよう記載した例

(注) 軽減税率対象商品が含まれない請求書等については、その旨の表示は不要

(注) 旧消費税法施行規則第22条第1項の廃止に伴う経過措置の適用を受ける場合、伝票単位で税率ごとに端数処理したうえで消費税額を表示する必要がある。

(上記例のとおり)

(2) 適格（簡易）請求書の場合

〇〇石油店 登録番号 △△△××			
20XX年XX月XX日 領収書			
レギュラーガソリン		¥	5,084
数量	35.55 ㍓		
単価	143 円		
缶コーヒー *		¥	125
数量	1 個		
単価	125 円		
ガム *		¥	112
数量	1 個		
単価	112 円		
合計		¥	5,321
10%対象		¥	5,084
(内消費税)		¥	462)
8%対象		¥	237
(内消費税)		¥	18)
*軽減税率対象品目			

＜印刷伝票タイプの場合＞

1. ガソリン伝票の場合

商品名	数量(リットル又は個)	単価(円/リットル)	金額(円)
レギュラーガソリン	35.55	143	5,084
(内消費税等)			(462)
		消費税等	(462)
		合計	5,084

2. 軽油伝票の場合

商品名	数量(リットル又は個)	単価(円/リットル)	金額(円)
軽油	35.55	122	4,337
(内軽油本体)		(89.9)	(3,196)
(内軽油税)		(32.1)	(1,141)
消費税等は軽油本体金額の内数です		消費税等	(291)
		合計	4,337

以上